

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第4回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年7月8日(金) 午前10時～午前11時47分
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、内野委員、小川委員、乃一委員、比留間委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：加園委員、原田委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	—
議 題	(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 諮問書の項目1(条例要配慮個人情報)については、現時点では条例要配慮個人情報に当たる記述等を定める必要性は乏しく、今後、国に条例要配慮個人情報に関する規制を求めるよう働きかけを行っていくとともに、審議会にも必要な情報提供を行うよう意見することとする。 項目4(開示手数料の額)については、手数料は無料とし、写しの交付に要する費用として現行制度と同様の負担を求めることが適切である旨意見することとする。 項目5(審議会への諮問事項)については、報告事項から個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出に関する事項並びに保有個人情報の利用の届出の状況に関する事項を除き、個人情報ファイル簿の公表の状況に係る事項を加えること、諮問事項から条例によりその権限に属する事項、制度の運営に関する重要事項を除き、法施行条例を改正しようとするとき、独自の個人情報保護施策を実施する場合、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要であるときを加えることとするのが適切である旨意見することとする。 項目6(情報公開条例との整合)については、情報公開条例との整合性を確保することを目的として個人情報保護法施行条例で特別に不開示情報を規定する必要はなく、個人情報保護法で不開示とされている情報のうち、開示することを義務付ける規定を置く必要もない旨意見することとする。 その他、追加事項については、事務局の判断で条例等に追加してよい。 (2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和4年度第4回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 本審議会の会議につきましては、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議につきましては、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、公開により開催いたします。

議題

(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

- 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- それでは、議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」御説明させていただきます。なお、当該議題は、複数回に分けて御審議をお願いするものとして、令和4年度第2回会議で諮問させていただいたものでございます。

内容に入る前に、前回の審議会において、パワーポイント等による説明をしてほしいと御希望をいただいたところですが、同時期に他の事務が大量にあり、パワーポイント資料作成の準備期間が確保できなかったこと、前回の議題であった個人情報ファイル簿ほど視覚的な説明を要する事項はないと考えられたことから、今回会議では紙の資料による作成とさせていただきます。次回以降、規模の大きな案件や視覚的な説明を要する案件があった際は、パワーポイントによる説明をさせていただきますと考えておりますので、御理解いただければと存じます。

なお、パワーポイントがない状態でも、多少でも視覚的に御理解いただきやすくなるよう、参考資料としていくつか配布しておりますので、それらも御覧いただければ幸いです。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

前回会議で配布しました資料1「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて（諮問） 根拠・対応案・検討結果等」を御覧ください。

まず、「条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について」でございます。

この項目につきましては、前回会議において御審議をいただいたところですが、指摘事項があり、結論に至りませんでしたので、その点について改めて御説明いたします。資料1と併せて「諮問事項「1 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について」関係資料」を御覧ください。

前回会議でいただいた意見は、①今後、自治体が連携して国に対し、自治体独自の制度を設けることを認めるよう働きかけることが可能か、②武蔵村山市にそのような働きかけを行う意思があるか、また国や都はそれをどのように扱うのかを確認した上で審議するというものでした。これらについて、諮問事項1 関係資料の対応策を御覧ください。

まず、市としましては、全国市長会等を通して国に働きかけることは可能であると考えています。ただし、今回の法改正の趣旨が自治体ごとに異なる個人情報保護制度の統一を図ることであったことを考慮すると、自治体独自の規制が認められる可能性は低く、3年ごとに行われる個人情報保護法見直しの中で、地方公共団体が条例要配慮個人情報を定めた場合に、より厳格な安全管理措置を全国統一的に法律で手当てする等の要望をしていくほかないと考えております。

また、実際に個人情報保護委員会に対して、条例要配慮個人情報に関する届出や審議会への報告を義務付けることが可能かを問い合わせたところ、別添のような回答がありました。概要としては、個別案件に踏み込まない範囲で、定期的な届出や審議会への報告などを行う運用を採る

ことは可能ですが、個別案件の処理について審議会の意見を聴いたり、審議会への報告を要件化したりすることは事後的なものであっても認められないとのことでした。

よって、現状では、条例要配慮個人情報を選定したとしても、個々の条例要配慮個人情報の利用等について、事後的であっても審議会への報告を義務付けることはできず、審議会が意見を述べることも許されません。

職員、市民への啓発目的で条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めることも可能ではありますが、実質的な効力を持たない状況では、やはり効果が乏しく、事務手続の負担のみを増やすこととなるおそれがあると考えています。

なお、条例要配慮個人情報等に関する自治体独自の制限が禁止されていることに関して、国からは、行政機関等が取り扱う個人情報は、要配慮個人情報や条例要配慮個人情報を含めた全てについて一律に、条例を含む法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合にのみ保有できること（法第61条第1項）、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないこと（同条第2項）、不適正な利用が禁止されること（法第63条）、不適正な取得が禁止されること（法第64条）等から、条例要配慮個人情報等に係る特段の制限を設けずとも適正に利用されることとなるという趣旨の考えが示されています。

以上を踏まえ、市といたしましては、当面は、条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めることなく、今後、機会を捉えて全国市長会等を通して国に対し、条例要配慮個人情報に係る全国統一的な規制の追加を求めていくこと等を考えております。

説明は以上です。

【主な意見等】

- 心配な面もありますが、現状としては、事務局案のとおり規定を設けないこととするしかないと思います。ただし、事務局には、今後、全国の自治体から国に対して出された意見等を審議会にも報告し、情報共有していただきたい。
- 可能な限り情報提供を行ってまいります。
- 国は、今後も質疑応答を受け付けるのでしょうか。
- 個人情報保護委員会が随時質疑を受け付けるものと認識しています。また、質疑応答の結果については、適宜取りまとめの上、全国の自治体にフィードバックされるものと考えています。
- 本市では、法定30日の開示決定期限を14日にすることが予定されていますが、ガイドライン等には、解釈に疑義が生じた場合は、国に照会するよう記載されていると思います。国は、この期限に間に合うよう回答してくれるのでしょうか。
- 情報公開等連絡会の中で、他の自治体が同様の質問を行った旨情報提供がありました。当該質問に対して国は、照会があった場合、なるべく迅速に回答を行う旨の回答をしたとのことでした。
- 委員会が回答期限等に関する内部規定を設けているかどうか分かりませんか。
- 不明です。
- なぜ国はこれほど自治体独自の規制を設けることに否定的なのでしょう。
- 法改正の目的に、データの利活用を促進するというものがあり、国と

しては、これを阻害するようなことをさせたくないものと推測します。

- 全国共通のルールで条例要配慮個人情報等に関する規制をしないのはなぜでしょうか。また、ガイドライン16ページの4-2-6には、条例要配慮個人情報に当たる記述等を定める場合は、個人情報保護委員会に事前に相談することが望ましいとありますが、法の規律を超える規制等を認めない旨も記載されています。これらの趣旨をどのように考えればよいのでしょうか。
- 国は、要配慮個人情報、条例要配慮個人情報を含む個人情報の安全管理措置については、改正個人情報保護法の規定で十分に整備されていることから、それ以上の規制を行う必要がないとの考えを示しています。
また、国は、条例要配慮個人情報に当たる記述等の具体的な例は存在しないとしており、このことから、国が、条例要配慮個人情報に当たる記述等を定める場合の事前の照会を求めるのは、国としては、条例要配慮個人情報を定める必要があるケースは、ほぼないと考えているためと推測します。
- 国に照会し、認められた上で条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めた場合であっても、法の規定を超える保護措置を採ることはできないのでしょうか。そのため、現時点では、条例で条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めたとしても実質的に意味はないと考えているということでしょうか。
- お見込みのとおりです。事務局では、条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めたとしても、現実的な効果が見込めないと考えています。
- 全国の自治体が国に対し、具体的な例を想定した上、制度の見直しを図るよう求めていくしかないということと理解しました。

- 諮問書の項目2及び3につきましては、前回会議において一応の結論をいただきましたので、続きまして、諮問書の項目4「条例で定める開示手数料の額について」御説明いたします。

前回会議で配布しました資料1を御覧ください。「掲載箇所」の欄でお示ししておりますガイドライン及びQ&Aでは、開示請求に係る手数料を無料とすることは妨げられないとされており、

また、Q&A17ページのQ5-7-2では、開示請求自体の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することも可能とされています。なお、ここでいう写しの交付に要する費用とは、文書のコピー代や電磁的記録媒体に係る費用を指し、本市では「写しの作成及び送付に要する費用」と呼称しています。

資料1の「比較・コメント」欄を御覧ください。現行制度では、開示請求手数料は無料としつつ、写しの作成に要する費用は、単色であれば片面1枚当たり10円、多色であれば20円としており、両面の場合はそれぞれ倍の額となります。また、CD等の電磁的記録媒体については、実費相当額を徴収することとしています。

ただし、写しの作成に要する費用を徴収するのは、開示請求の対象となった保有個人情報が電子データ以外に存在しないときのみとしています。その正確な理由については記録が残されておりませんが、おそらくいわゆる自己情報コントロール権を考慮したものと考えられます。自己情報コントロール権とは、本来、個人情報は、その個人情報に係る本人のみが流通や公開をコントロールできるというものです。この考え方から、市が保有している個人情報であっても、写しの作成が比較的容易なものについては、当然の権利として、その個人情報に係る本人には、で

きる限り無料で開示しようとしたものと考えられます。

その他、原則として、交付は窓口で実施していますが、やむを得ない理由で郵送による交付を行う場合のみ、「写しの送付に要する費用」として送料を徴収しています。

なお、諮問書の項目4に係る他自治体の状況でございますが、前回会議で御紹介しました多摩地区の22市で構成され、東京都がオブザーバーとして参加する情報公開等連絡会では、ほぼ全ての市が対応を検討中と回答していました。

ただし、八王子市や、情報公開等連絡会の構成市ではありませんがパブリックコメントの実施により状況を把握することができた平塚市では、本市と同様、手数料については無料、写しの作成に要する費用については実費負担とする方向にあるようです。

以上を踏まえ、本市では、今後も現行と同様、開示請求の手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用を徴収することとしたいと考えております。

説明は以上です。

【主な意見等】

- 写しの作成に要する費用については、例えば、紙代の高騰により実際の負担が10円を大きく超えるようなこととなった場合、変えることができるのでしょうか。
- 写しの作成に要する費用については規則で定めるため、情勢にそぐわなくなった場合、規則改正で変更することが可能です。情報公開等連絡会では、手数料等に関する検討課題が挙げられることも多いため、他の自治体の状況を随時把握した上で適切な額に設定してまいります。
- 個人情報保護制度の法制化に伴って負担額を上げることで、市民の意識を高めるということができるかと思えます。
- 個人の権利に基づく自己情報開示の必要性和実際の負担額とのバランスを考慮して、適切な額を設定してまいりたいと考えています。
- 多色20円という額について、実際のところ賄えているのでしょうか。
- 実際の印刷代や人件費等のコストを積み上げて設定した額ではなく、一般的なコピー代金や他の自治体における設定額等とのバランスをとって設定したものですので、賄えるとは言い切れません。
- 現行制度で無料とされているものを有料としたり10円を20円にしたりというのは、よほどの根拠がなければ難しいと思えますし、高額であることから市民が制度を利用しづらくなるのも不本意ですので、条例施行日の経済情勢がどうなっているかは予想できませんが、現時点では、手数料は無料、写しの交付に要する費用は現行のまま据え置く方向でよいと思えます。
- 文書、図画又は写真以外の媒体に記録されている保有個人情報の写しの作成は開示請求者の負担とするというのは、どのように理解すればよろしいのでしょうか。
- 例えば、紙の状態で保管されている個人情報であれば無料となりますが、データでのみ保管されている個人情報の場合は、先程御説明しました額を負担していただくということです。
- 紙であればそのまま閲覧させることができますが、データの場合は、見られたくないデータを除いて印刷する必要があるため、その分の費用

を開示請求者に負担させるということでしょうか。

- 交付に要する費用とあるので、閲覧ではなく写しを交付する場合に徴収する費用ということだと思います。とすれば、単色片面1枚10円を徴収するという説明は何だったのでしょうか。
- 法でいう交付に要する費用について、本市では写しの作成に要する費用と写しの送付に要する費用とに分類して考えています。御指摘いただいたのは作成に要する費用ですが、開示請求を受けた時点で、紙で保管されている個人情報については、自己情報コントロール権の考え方等により無料で作成することとしています。データでしか残されていない情報については、その印刷に当たりお見込みの実費相当額を徴収します。
- その説明だと、写しの作成に要する費用は、市が負担するというのでしょうか。
- 通常、市が負担しますが、データでのみ保管されている個人情報の写しの作成については、特定の者のために実施する事務として、開示請求者に負担していただいています。
- CD-R等の場合はどうなるのでしょうか。
- データで保管されている情報を印刷すると非常に大量になってしまう等の場合に、開示請求者がCD-R等による写しの交付を希望することがあります。その場合は、10円等ではなく電磁的記録媒体の実費相当額を負担していただきます。
- 2つのことが混ざり合い、混乱しているように思います。請求時点で、データでのみ保管されているものを印刷するよう希望された場合は単色片面1枚10円、CD-R等の電磁的記録媒体に写しを保存して交付するよう希望された場合は電磁的記録媒体の実費相当額を徴収するというのでよろしいでしょうか。
また、もともと文書で保管されているものについては、写しの作成に手間がかからないので無料とするということでもよろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- コピー代は徴収しないのでしょうか。
- 自己情報コントロール権の考え方等から、比較的簡単に写しを作成できる場合は費用を徴収しないこととしています。
- それは、開示請求の手続をとった場合のみということでもよろしいでしょうか。
- 開示請求の手続をとった場合のみ適用されます。

- 続きまして、諮問書の項目5「個人情報保護審議会への諮問事項について」御説明いたします。資料1と併せて「諮問事項「5 個人情報保護審議会への諮問事項について」関係資料」を御覧ください。

現行制度では、関係資料「1 報告事項」の左側の事項を報告することとなっておりますが、改正個人情報保護法施行後は、既に御審議いただいたとおり保有個人情報目録を廃止し、個人情報ファイル簿を作成することとなることから、それに伴い、個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出並びに保有個人情報目録に登録された業務における個人情報の利用の状況に係る届出が廃止され、報告事項からも削られることとなります。事務局では、これらに代わるものとして、個人情報ファイル簿の公表の状況を報告事項に追加することを考えております。

なお、保有個人情報の目的外利用及び外部提供につきましては、改正法施行後も、法の規定に基づき実施されることから、引き続き報告事項

とすることを考えております。

関係資料「2 諮問事項」につきましても、左側に列挙された現行の項目のうち、個人情報の例外的な収集及び保有、保有個人情報の目的外利用及び外部提供、電子計算組織の結合については、類型的に諮問事項とすることは認められない旨の考えが国から示されていることから、これらの諮問事項を廃止した上で、現行制度における(2)「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」をより詳細な規定に分類し、新たな諮問事項として「法施行条例を改正しようとする場合」、「市が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合」を加えた3件としたいと考えています。

なお、「3 その他情報」では、過去、個人情報保護審議会に付議した上で実施されてきた保有個人情報の目的外利用及び外部提供の改正法施行日以後の取扱いについて説明しています。こちらは諮問事項とは直接関係がございませんが、審議会への報告事項として関連があるものとして記載しております。こちらにつきましては、記載のように、国の考え方に沿って再整理をしております。

説明は以上です。

【主な意見等】

- 目的外利用及び外部提供の届出に係る報告は残るという説明でしたが、改正法施行後は、審議会の意見に基づく目的外利用等を行うことはできず、目的外利用の可否について疑義が生じた場合、国に問い合わせる運用となると理解しています。

審議会に意見を聴いた上で目的外利用等ができずとも、報告はされるのでしょうか。法に報告に係る規定があるのでしょうか。
- 目的外利用等の運用については、基本的には法に則って判断し、個別の案件で疑義が生じた場合は、個人情報保護委員会に問い合わせることとなります。したがって、審議会から御意見をいただくことはできませんし、法に、審議会に報告しなければならないといった規定もありませんが、それを踏まえた上で、事務局では、実際にどのような目的外利用等が行われているかということについては、審議会に報告した方がよいのではないかと考えています。
- 案の中で、開始、変更、廃止の届出に関する事項を報告事項から外したのはなぜでしょうか。
- 現行制度では業務を単位として個人情報を管理し、個人情報を取り扱う業務を開始、変更、廃止する場合には届出をすることとしています。また、当該業務における個人情報の利用状況についても届出をすることとしています。

一方、改正個人情報保護法施行後は、個人情報ファイルを単位として管理することとなるため、これらの届出は廃止され、それに伴い報告事項からも除かれることとなります。事務局では、これらに代わるものとして、個人情報ファイル簿の公表の状況を報告事項とするのが適切ではないかと考えています。
- 報告がなければ、実施機関が個人情報保護制度をどのように運用しているかを把握できないため、報告は必要だと思います。

ファイル簿の文量については、どの程度になるのでしょうか。審議会委員が確認することができる程度なのではないでしょうか。
- 1つのファイル簿につき、A4用紙で1枚から2枚程度になると予想

しています。

- 報告事項のみで諮問事項にないのは、審議会では審議をすることができないためという認識でよろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 専門的知識を有する者のほか市民が審議会委員に含まれているのは、市民の常識に照らして意見を述べる場合を想定してのことと認識しています。それを考慮すると、制度の運用に係る事項を報告事項から全くなくしてしまうことはふさわしくないと思います。
ところで、専門的知識を有する者が具体的に何を指すかという点について、法令等で説明されているのでしょうか。
- 有識者について法令等で具体的な指定はされておりません。自治体ごとの必要性に応じて判断することとなります。
- 有識者に係る自治体の定めは、規則等でなく条例に置かれるのでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 今後も審議会制度の運用を監視していくのが適切と思います。
- 補足として、資料の最後に記載された事項についてですが、これまで審議会の意見を聴いて実施してきた目的外利用等については、改正法施行後は法に基づく目的外利用として根拠を再整理することとなりますので、お伝えしておきます。

- 続きまして、諮問書の項目6「情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について」御説明いたします。

この項目は、法第78条第2項の規定により、個人情報保護法と情報公開条例との整合性を確保するため、個人情報保護法施行条例で必要な非開示情報を規定し、また非開示情報から除く情報を規定することができることから、それらの規定の必要性について御審議いただくものでございます。

この項目につきましては、以前の会議において、委員から改正後の個人情報保護法でいわゆる「法令秘情報」が規定されていない理由について御質問をいただいておりますので、まず、そちらを御説明いたします。

Q&A13ページのQ5-4-3を御覧ください。回答として、法の規定では、不開示により保護しようとする情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律したため、他の法令の規定により開示できないとされた情報であっても、通常、このタイプのいずれかに該当するという考え方が示されています。

委員の御質問に関する説明としては以上ですが、このことを踏まえ、項目6に係る審議の要点を御説明させていただきます。Q&A12ページ、Q5-4-1の回答のなお書き及びガイドライン74ページを御覧ください。Q&Aには、情報公開条例における不開示情報が実質的に法第78条第1項各号の不開示情報に含まれる場合、情報公開条例における不開示情報と同様の取扱いをすることを目的として、個人情報保護法施行条例で情報公開条例と同一の不開示情報を規定する必要はない旨が記載されています。また、ガイドライン74ページの下から4行目以降には、個人情報保護法施行条例に、法と重複する規定を置くことは認められない旨が記載されています。

以上のことから、本件項目を御審議いただく際の要点は、情報公開条例で規定されている非開示情報に、法第78条第1項各号のいずれにも当てはまらないものがある場合にのみ、それを個人情報保護法施行条例で非開示情報として規定することができるということになります。

この考え方を本市に当てはめるに当たり、参考資料1を御用意いたしましたので、御覧ください。この表は、改正後の個人情報保護法の不開示情報と本市の情報公開条例の非開示情報とを比較し、対応する規定を枠で囲ったものです。御覧のとおり、情報公開条例の非開示情報のうち、法第78条第1項に対応する規定が存在しないのは、第1号のいわゆる法令秘情報のみとなっています。

しかし、法令秘情報については、先程御説明しましたとおり、基本的に法第78条第1項各号のいずれかに該当するという考えが示されていることから、実質的に法の規定と重複することとなり、ガイドライン74ページの記載から、個人情報保護法施行条例で規定することはできません。

したがって、本市では、情報公開条例との整合性を確保することを目的として個人情報保護法施行条例で規定すべき非開示情報はないものと考えています。

また、本市の情報公開条例において開示することとされた情報であって、改正個人情報保護法で不開示とされたものはありませんので、そちらについても同様に規定すべきものはないと考えています。

説明は以上です。

【主な意見等】

- Q&A5ページのQ2-2-1に死者に関する情報についての記載があり、条例で独自に定めることができるとされていますが、これを含めていないのはなぜでしょうか。
- 死者に関する情報については、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の個人に関する情報に含まれております。御指摘の箇所は、目的外利用等の運用に関する独自の規定を指しているものです。
- 運用上の問題は生じないと考えてよいのでしょうか。
- 現行制度と同様の運用となります。
- 条例より法律が優先されること、自治体独自の規制を設けることが認められていないことから、事務局の説明どおり改正個人情報保護法と情報公開条例とで基準が一致しているのであれば、事務局案のとおりとしてよいと思います。
- 問題が生じる都度検討することとなるのでしょうか。
- 開示決定に当たっては、基本的には法に則って判断し、疑義が生じた場合は、個人情報保護委員会に照会した上で決定することとなります。
- 個人情報保護委員会からの回答は迅速になされるのでしょうか。
- 現状では、問合せを行った場合、おおむね1週間程度で回答がなされており、今後も同様の期間で回答がなされると予想しています。

- 続きまして、追加項目について御説明いたします。
資料1「追加項目の検討」を御覧ください。ここからは、組織の内部管理に係る内容又は手続的な内容であることから諮問事項とはしておりませんが、独自の保護措置として条例又は規則に盛り込むことを考えている事項について御説明させていただき、よりよい制度づくりのための

御意見を伺いたいと考えています。

委員の皆様にも、これらの事項については正式な諮問事項としなくてもよいとお考えいただけるようであれば、この場で各項目について御意見等をいただいた上で、事務局の判断として、諮問・答申の手続を経ることなく条例案等に入れていきたいと存じます。

また、可能性としてはございますが、今後も同様の項目があった場合には、事務局の判断で同様に対応させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○ 異議なし

● それでは、まず、(1)「時限解除による開示について」御説明いたします。

現行条例の第15条の2第2項では、保有個人情報の開示請求を受けて全部又は一部を開示しない決定をする場合であって、決定の日から1年以内に非開示情報を開示できるようになるときは、その旨を通知するよう規定されております。

具体的な通知の方法につきましては、参考資料2を御覧ください。1枚目は一部開示決定をする場合に使用する通知書、2枚目は非開示決定をする場合に使用する通知書となっており、赤枠で囲んだ部分が本項目に係る通知です。

Q&A25ページのQ9-3-1を御覧いただきますと、一部開示決定又は不開示決定を行う場合に、不開示情報を開示することができるようになる期日を明示することができるときは、明示しなければならないとする規定を設けることは妨げられないとされております。

このことから、個人情報保護法施行条例には、現行制度と同様、可能な場合には非開示情報を開示することができるようになる期日の明示を義務付ける規定を置くこととしたいと考えております。

説明は以上です。

【主な意見等】

○ 条例での規定も認められていますし、期日を明示する規定はあった方がよいと思います。

● 続きまして、(2)「保有個人情報の適正管理に伴う管理責任者の設置について」御説明いたします。

現行条例の第9条第1項では、実施機関は、管理責任者を置き、保有個人情報を正確かつ最新のものとする等の適正な維持管理に必要な措置を講ずるよう規定しており、個人情報保護条例施行規則第6条で、管理責任者には課長相当職を充てることとしています。

Q&A25ページのQ9-2-1では、このような地方公共団体独自の役職を置くことは妨げられないとされておりますので、改正個人情報保護法施行後においても現行条例と同様の体制をつくってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【主な意見等】

特になし

● 続きまして、(3)「運用状況の公表について」御説明いたします。

現行条例の第31条では、個人情報保護制度の運用状況の公表を市長に義務付けています。

Q&A 24ページのQ8-1-1では、住民向けに制度の運用状況を公開する制度を設けることは妨げられないとされており、個人情報保護法施行条例にも現行条例と同様の規定を置きたいと考えております。

なお、実際に行った公表の例として、参考資料3をお配りしておりますので、参考に御覧いただければと存じます。

説明は以上です。

【主な意見等】

- どのように公表していくのでしょうか。
- 主に市報やホームページによる公表を行います。

【審議結果】

- 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」のうち、「条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について」は、現時点では条例要配慮個人情報に当たる記述等を定める必要性は乏しく、今後、国に条例要配慮個人情報に関する規制を求めるよう働きかけを行っていくとともに、審議会にも必要な情報提供を行うよう意見することとします。

「条例で定める開示手数料の額について」は、事務局案のとおり手数料は無料とし、写しの交付に要する費用として現行制度と同様の負担を求めることが適切である旨意見することとします。

「個人情報保護審議会への諮問事項について」は、事務局案のとおり報告事項から個人情報を取り扱う業務の開始、変更及び廃止の届出に関する事項並びに保有個人情報の利用の届出の状況に関する事項を除き、個人情報ファイル簿の公表の状況に係る事項を加えること、諮問事項から条例によりその権限に属する事項、制度の運営に関する重要事項を除き、法施行条例を改正しようとするとき、独自の個人情報保護施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要であるときを加えることとするのが適切である旨意見することとします。

「情報公開条例における開示情報及び非開示情報との整合を図るための条例の規定の必要性について」は、事務局案のとおり情報公開条例との整合性を確保することを目的として個人情報保護法施行条例で特別に不開示情報を規定する必要はなく、個人情報保護法で不開示とされている情報のうち、開示することを義務付ける規定を置く必要もない旨意見することとします。

また、追加事項については、事務局の判断で条例等に追加してよいこととします。

なお、議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」は、これまでの審議の結果を踏まえ、次回会議で中間答申案の審議をすることとします。

議題

(2) その他

- 議題(2)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。

	<p>● 事務局からは、特にありません。</p> <p>○ 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。 これで、令和4年度第4回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。本日は、大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 </p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 20px;"></div>	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-----------------	--	-------------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)) </p>
------------------	---

庶務担当課	総務部 文書法制課 (内線：385)
-------	-------------------------